(2)　国は、認定生産製造連携事業計画の実施状況、特に新用途米穀の適正な流通を確認するため、報告徴収、食糧法に基づく立入検査その他の措置を適切に実施し、適正な流通が認められない場合は、認定の取消し等必要な措置を講じる。

3　新用途米穀等の安全の確保

新用途米穀を生産・利用するに当たり、生産者等は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）等の関係法令を遵守し、食品・飼料として各種基準等に適合していることを確認し、その安全の確保を図る。

4　米粉を原材料とする加工品等に関する適切な表示

(1)　米粉を原材料とする加工品については、小麦アレルギーを持つ患者の代替品としての利用等もあることから、商品選択に当たり誤認しないよう、関係事業者は、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）等の関係法令を遵守し、その原材料及びアレルゲンの適切な表示を行う。

(2)　米粉については、特性や用途に応じた加水量等の使用方法が消費者・米粉を利用する食品事業者に正確に伝わるよう、製造事業者は、商品の使用方法の適切な表示に努める。

5　飼料用米を原材料とする飼料の給与技術の普及

飼料用米を原材料とする飼料について、国及び地方公共団体は、畜種の特性に応じた効果的な給与技術の畜産農家等への普及に努める。

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字増川六八七の一、六八七の三、六八八の一、六九八の二、六九八の五、六九八の六、西庄字池上七八、八一、中庄二五八四の二二六・二五八四の二三八・二五八四の二三九（以上四筆国有林）、二五八四の二一から二五八四の二の二六まで、二五八四の二の三七、二五八四の二の三八（次の図に示す部分に限る。）、二五八四の二の三九から二五八四の二の四八まで、二五八四の二の五二から二五八四の二の五四まで、二五八四の二の五七から二五八四の二の五九まで、二五八四の二の六二から二五八四の二の六七まで、二五八四の二の九三、二五八四の二の一三四、二五八四の二の一三五、二五八四の二の一四二、二五八四の二の一四三、二五八四の三の一から二五八四の三の一八まで、二五八四の三の四〇から二五八四の三の四四まで、二五八四の二一三から二五八四の二一五まで、二五八四の二二七、二五八四の二二九、二五八四の二三〇、二六八一の一、二六八二、二六八八から二六九〇まで、二六九二の二の四、二六九二の二の五、二六九二の二の八、二六九八の二の四、二六九八の二の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字石木一九二の三、一九三の二、三八〇の八から三八〇の一〇まで、三八〇の一三、三八〇の一四、三八〇の一六、三八〇の一七、三八一、五九七の二、六〇一から六〇三まで、六〇七、六一〇、六一一の二、字男山五六〇の二、五六四の二、五六五の二、六四二の二、六五二の三、六五七の二、六五九の二、七二六の一、七二六の三、七二六の五から七二六の九まで、七二七の一、七三〇の一、七三一の一、七五八、七五八の二、七五八の三、七五八の五、七六三から七六七まで、七六九から七七一まで、一〇〇〇の二、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇四の一、一〇一から一〇一五まで、一〇一七、字法市四〇〇の六一から四〇〇の六三まで・四〇〇の六六・四〇〇の六七・四〇一の六の一四六から四〇一の六の一五〇まで・四〇一の一六二から四〇一の一六四まで・四〇一の一六七から四〇一の一七五まで・四〇一の一七八・四〇一の一七九（以上二十四筆国有林）、三九六の二六、三九六の二九、三九六の三二、三九六の三三、三九六の一〇三、三九六の一〇七から三九六の一〇九まで、四〇〇の五、四〇〇の一、四〇〇の一三、四〇〇の一四、四〇〇の三七、四〇〇の三八、四〇〇の五九、四〇〇の六〇、四〇〇の九二から四〇〇の九五まで、四〇〇の九八から四〇〇の一〇八まで、四〇〇の一一三、四〇〇の一一七、四〇〇の一二七から四〇〇の一三四まで、四〇〇の一四二から四〇〇の一五〇まで、四〇〇の一五三、四〇〇の一五四、四〇〇の一六九、四〇〇の一六七まで、四〇一の六の三から四〇一の六の五まで、四〇一の六の七から四〇一の六の二二まで、四〇一の六の二四、四〇一の六の二五、四〇一の六の二七から四〇一の六の三一まで、四〇一の六の三三から四〇一の六の四〇まで、四〇一の六の四二、四〇一の六の四三の一、四〇一の六の四三の二、四〇一の六の四四から四〇一の六の七三まで、四〇一の六の七五、四〇一の六の一二一から四〇一の六の一二八まで、四〇一の六の一三〇から四〇一の六の一三三まで、四〇一の八、四〇一の七四、四〇一の一七六、四〇一の一七七、四三六、足代字百々路四四〇八の三、四四〇八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

群馬県沼田市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県沼田市（次の図に示す部分に限る。）、沼田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

沼田市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。